

町田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 (2 0 2 4 年) 1 2 月 1 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町田市長等の給与に関する条例（昭和33年4月町田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日（次条第2項において「退職の日」という。）現在）において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の252.5</u>を乗じて得た額に、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。	第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日（次条第2項において「退職の日」という。）現在）において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

第2条 町田市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日（次条第2項において「退職の日」という。）現在）において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の242.5</u>を乗じて得た額に、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。	第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日（次条第2項において「退職の日」という。）現在）において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の252.5</u>を乗じて得た額に、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の町田市長等の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（内払）

3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の町田市長等の給与に関する条例の規定に基づいて市長等に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。